

平成23年12月29日

枚方市長 竹内 脩 様

枚方市立保育所民営化に係る運営法人選考会議

座長 安藤 和彦



枚方市立保育所民営化に係る運営法人について（報告）

平成25年4月1日から枚方市立小倉保育所の運営を移管する法人について、下記のとおり選考しましたので報告します。

記

1 法人名

社会福祉法人 上島会

2 選考方法等

別添、枚方市立保育所民営化に係る運営法人選考会議報告書のとおり

以上

# 枚方市立保育所民営化に係る運営法人選考会議報告書

平成23年12月29日

枚方市立保育所民営化に係る運営法人選考会議

## 1 選考会議開催状況

平成23年9月27日から12月18日の間で、下記のとおり選考会議を開催した。

回	日 時	開催内容
第1回	平成23年9月27日(火) 16:00~18:15	運営法人募集要項について
第2回	平成23年10月11日(火) 16:30~18:30	運営法人の選考基準について 運営法人の選考方法について
第3回	平成23年11月18日(金) 17:10~19:35	運営法人応募状況について 運営法人の選考方法について 応募法人書類審査
第4回	平成23年12月18日(日) 9:00~12:00	応募法人プレゼンテーション審査 運営法人の選考について

## 2 運営法人の募集

市立小倉保育所運営法人の募集については、「枚方市立保育所民営化に係る運営法人募集要項」(平成25年4月1日移管分)(以下「募集要項」という。)を定め、選考会議事務局の福祉部子育て支援室が下記のとおり行った。

### (1) 運営法人応募に係る申込書類の配付

平成23年10月7日(金)から11月11日(金)まで  
福祉部子育て支援室で配付(市ホームページからも入手可能)

### (2) 運営法人募集説明会及び保育所整備予定地見学会

日時:平成23年10月16日(日)10時~12時  
会場:市立小倉保育所

### (3) 運営法人応募に係る申込受付

平成23年11月7日(月)から11月11日(金)まで  
福祉部子育て支援室で受付

### (4) 応募法人運営保育所見学会

平成23年11月24日(木)14時~15時30分  
見学を希望する選考委員が、応募法人市内運営保育所(園)を見学

## 3 運営法人の応募状況

平成23年11月7日(月)から11月11日(金)までの間で申込受付を行ったところ、1法人から応募があった。応募した社会福祉法人は下記のとおりである。

### 【応募した社会福祉法人】

受付日	応募法人名	市内運営保育所(園)名
平成23年11月11日	社会福祉法人 上島会	牧野保育園

#### 4 運営法人の選考

##### (1) 選考方法

応募法人が1法人であったことから、募集要項10.(4)の規定に基づき、基準点を定め、以下の方法で選考した。

###### ①書類審査

応募法人から提出された申込書類及び添付書類の内容について審査。

###### ②プレゼンテーション審査

応募法人からプレゼンテーションを受け、内容について審査。

##### <参考 募集要項の抜粋>

10. 選考及び決定等(4) 応募法人が1法人の場合、選考会議において採点を行い、別に定める基準点を満たしていることを条件に選定します。

##### (2) 基準点

50点(※委員1人あたり100点満点)

##### (3) 評価方法

応募法人が提出した書類及びプレゼンテーション内容を審査し、各委員が選考審査表(仮審査用)に採点を行った。各委員の採点結果を仮集計し、仮集計内容について意見交換を行った。

意見交換後、各委員が選考審査表(本審査用)に採点を行い、集計の結果、基準点(350点(委員7人×50点))を満たしていることを条件に、法人を選考した。

##### (4) 審査結果

上記の審査方法に基づき審査を行ったところ、下記のとおり審査結果となった。

##### 【応募法人審査結果】

法人名	得点
社会福祉法人 上島会	424.45

#### 5 選考結果

4の(4)の審査結果により、社会福祉法人上島会は基準点を満たしていることを確認した。

よって、本選考会議としては、社会福祉法人上島会を市立小倉保育所の運営を移管する法人として選考することとした。

<添付書類>

- 1 枚方市立保育所民営化に係る運営法人選考会議委員名簿
- 2 枚方市立保育所民営化に係る運営法人募集要項
- 3 枚方市立保育所民営化に係る運営法人選考会議選考結果

## 枚方市立保育所民営化に係る運営法人選考会議委員名簿

構成人数：7人

委員	構成	氏名	職名等
1号	学識経験を有する者	安藤 和彦	京都文教短期大学教授
		佐賀枝 夏文	大谷大学教授
2号	社会福祉法人の経理に関する専門的知識を有する者	今西 義行	税理士
3号	民間による運営への移行を決定した保育所の保護者を代表する者	田尾 千鶴	枚方市立小倉保育所保護者代表
		高橋 美恵	枚方市立小倉保育所保護者代表
4号	枚方市民生委員児童委員協議会の代表する者	岸本 和代	枚方市民生委員児童委員協議会 小倉校区委員長
5号	枚方市コミュニティ連絡協議会の代表する者	清水 洋宣	小倉校区コミュニティ協議会会長

(敬称略)

枚方市立保育所民営化に係る運営法人募集要項  
(平成25年4月1日移管分)

枚方市立保育所の移管により保育所を設置、運営する社会福祉法人を地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、下記のとおり募集します。

1. 移管する保育所の名称、所在地、定員等

枚方市立小倉保育所 枚方市小倉町13番16号 定員90人  
昭和40年4月1日開設、敷地面積 2,149.78㎡、建物面積 933.5㎡、  
構造 鉄筋コンクリート2階建 昭和61年3月22日増改築

2. 移管する時期

平成25年4月1日

3. 移管条件

(1) 保育所用地について

小倉保育所敷地 2,149.78㎡を契約により無償で貸し付けます。

(2) 保育所建物等について

既設保育所建物やプール、遊具、備品等を契約により無償で譲渡します。

(3) 平成25年度内に、市が指定する敷地内に法人が保育室を増築(建物の色は景観に配慮すること)し、平成26年4月1日までに定員を120人とすること。

保育室の増築に伴い一時的に撤去を要するプール設備(シャワー・眼洗い場等)は、保育室整備後、機能回復を図ること。

既設保育所建物から整備した保育室及びプールまで、渡り廊下で結ぶとともに、渡り廊下は、雨の進入を防ぐために、屋根などを付けること。

※指定する敷地 P7「小倉保育所における保育室の配置イメージ」のとおり

(4) 整備に当たっては、安全対策を図り、関係法令及び枚方市の開発事業等の手続きに関する条例等を遵守するとともに、別途、枚方市と協議すること。

(5) 保育所整備に係る補助については、枚方市が国の施設整備交付金等に係る基準に基づき行います。

(6) 水道、下水道及びその他電気・ガス等に係る手続き及び費用、また、敷地内工事に係る手続き及び費用については法人負担とします。

(7) 小倉保育所の運営を移管することが決定した法人は、枚方市と移管に関する協定書を締結するものとする。また、締結する協定書に記載する各種事項については、信義誠実の原則に基づいて履行すること。

#### 4. 応募資格及び条件

- (1) 枚方市内において、平成23年10月1日現在、児童福祉法第7条に規定する保育所を引き続き10年以上運営している社会福祉法人であること。
- (2) 保育所を運営するために必要な経営基盤及び社会的信望を有していること。
- (3) 法令、通知などを遵守し、移管を受けた法人自らが運営すること。
- (4) 移管前の保育内容（行事を含む）を引き継ぐこと。なお、保育制度の改正や社会状況等の変化により、「枚方市立保育所民営化に係る運営法人募集要項」の内容に変更が生じる時は、枚方市と法人で協議の上、変更するものとする。
- (5) 枚方市の保育行政をよく理解し、積極的に協力を行うこと。
- (6) 理事長は、社会福祉事業に熟意と識見を有すること。
- (7) 施設長は、健全な心身を持ち、児童福祉事業に熟意のある者であり、児童福祉事業の理論と実践について知識と経験を有する者を配置すること。
- (8) 保育所運営について
  - ① 定員は90人とする。ただし、平成26年4月1日までに、120人定員とすること。
  - ② 開所時間は午前7時から午後7時までの現行の保育時間を維持することとし、ニーズがあれば午後7時を超える延長保育の実施を検討すること。
  - ③ 保育所休所日は日曜日、祝日、年末年始（12月30日から1月4日）とすること。
  - ④ 独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度に加入すること。
  - ⑤ 施設は、原則として保育所運営以外に使用しないこと。
  - ⑥ 保育所運営については、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）及び関係法令、通知等を遵守すること。ただし、職員配置については、本要項の「4（10）職員について」によるものとする。
  - ⑦ 危機管理体制を構築するとともに、安全対策について必要な措置を講ずること。
- (9) 保育内容等について
  - ① 保育内容については、保育所保育指針（平成20年3月28日厚生労働省告示第141号）を基本とし、保育課程、指導計画を策成し、実施すること。
  - ② 障害児保育を実施すること。
  - ③ 食物アレルギー児については、子どもの状況に応じて除去食、代替食などの対応を行うこと。
  - ④ 健康診断については、内科健診、ぎょう虫検査及び尿検査を年2回、歯科健診を年1回実施すること。
  - ⑤ 地域子育て支援事業（例、枚方市安心子育て応援事業）については、実施すること。



⑥ 民営化後、概ね1年以内に福祉サービス第三者評価を受けること。また、保育の質の向上に努めること。

⑦ その他、園行事、給食、児童の健康管理等について、法人の考えを示すこと。

(10) 職員について

① 保育士の配置については、国基準を遵守するほか、1歳児は児童5人に対し、保育士1人以上の配置基準とすること。

② 保育士の年齢構成及び保育経験年数に配慮した配置とすること。

③ 看護師を配置すること。また、「保育対策等促進事業について」（平成20年6月9日厚生労働省発雇児第0609001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に定める病児・病後児保育事業の体調不良児対応型の実施について検討すること。

④ 小倉保育所に勤務している枚方市の臨時職員等が移管後の保育所で就労を希望する場合は、その採用について検討すること。

⑤ 苦情解決責任者及び苦情受付担当者を設置するとともに、第三者委員も配置し、苦情に対して適切に対応すること。

⑥ 大阪府公正採用選考人権啓発推進員設置要綱に基づき、「公正採用選考人権啓発推進員」の設置に努めること。

(11) 引き継ぎ等について

① 枚方市と合同で保護者説明会を、法人決定後、速やかに開催するとともに必要に応じて随時行うこと。

② 保護者代表、法人、枚方市の三者で構成する三者懇談会を移管前及び移管後の各1年間設置し、必要に応じて懇談を行うこと。

③ 移管1年前から、施設長予定者等は、随時、小倉保育所を訪問し、保育内容等の確認（年中行事の当日参加や企画段階からの参加を含む）を行うとともに、小倉保育所の保育士と引き継ぎのための保育（以下、「共同保育」という。）の実施計画作成の協議を行うこと。

④ 平成25年1月から3月の3か月間「共同保育」を実施し、移管先法人は各クラスに保育士を配置すること。また、「共同保育」に参加した保育士は移管後、各クラスに配置すること。

⑤ 看護師、調理員についても、「共同保育」期間中に随時派遣し引き継ぎを受けること。

⑥ 共同保育期間中にクラス担任予定者等は、枚方市の保育士とともに保護者との個人懇談を行うこと。

⑦ 移管後、枚方市職員が保育内容等の確認のために訪問するときは、協力すること。

※なお、「共同保育」に係る費用については枚方市が必要と認めた額の範囲内で負

担するものとする。

(12) その他

- ① 保育所名については、「小倉」の名称を残すこと。また、クラス名についても現在、使用しているクラス名を残すこと。
- ② 卒園製作で保育所内に設置されている記念物を撤去する場合は、事前に保護者の意見を聞くこと。
- ③ 園の運営に当たっては、保護者及び地域に対して誠意を持って対応すること。
- ④ 既に入所している児童の保護者の負担が増えないようにすること。  
ただし、新たなサービス実施の対価として負担を求める場合は、事前に保護者に説明し、理解を得た上で実施すること。
- ⑤ 小倉保育所の保護者が、移管が決定した法人が運営している保育所の見学を要望した場合、可能な限り協力すること。
- ⑥ 保育所設置申請手続きについては法人が行い、費用は法人の負担とする。
- ⑦ 自動車での送迎に対する安全対策として、朝・夕の送迎時に警備員等を配置すること。また、路上駐車対策として、定員増などにより自動車利用者が増加し、園の駐車場で対応できない場合は、近隣の駐車場を借り上げるなどの対策を講じること。
- ⑧ 家庭及び地域と連携して保育が展開されるよう配慮すること。

5. 保育所運営申込書等の配布

- (1) 配布日時：平成23年10月7日（金）から11月11日（金）まで  
午前9時から午後5時30分まで（正午から午後0時45分を除く）  
※土、日、祝日は除く。
- (2) 配布場所：枚方市役所福祉部子育て支援室（市役所別館1階）  
※保育所運営申込書等は、市ホームページからダウンロードして入手できます。

6. 申込受付及び場所

- (1) 受付日時：平成23年11月7日（月）から11月11日（金）まで  
午前9時から午後5時30分まで（正午から午後0時45分を除く）
- (2) 受付場所：枚方市役所福祉部子育て支援室（市役所別館1階）
- (3) 申し込みにあたっては、保育所運営申込書等に必要事項を記入の上、直接ご持参ください。（郵送等による申し込みは受け付けません。）
- (4) 提出部数：12部（正本1部、写し11部）  
※上記、受付日時後の申し込みは受け付けません。
- (5) 状況により追加書類を提出していただくことがあります。
- (6) 提出された保育所運営申込書等については、お返ししません。

(7) 応募に関し必要な費用は、応募法人の負担とします

## 7. 提出書類

別紙「枚方市立保育所移管に係る提出書類等及びプレゼンテーションについて」に定める各種書類。

## 8. 説明会の開催及び現地見学会について

本件募集に当たり、説明会等を次のとおり開催します。

◇日 時：平成23年10月16日（日）午前10時から

◇場 所：枚方市立小倉保育所（枚方市小倉町13番16号）（説明会は遊戯室にて実施し、その後、見学会を実施します。）

※応募を予定している法人は必ず説明会に参加してください。参加申し込みは平成23年10月14日（金）午後5時までに、1法人3人以内で参加者氏名を報告してください。また、当日、自動車を利用される場合は、その旨をあわせてお知らせ願います。

## 9. 募集に係る質問等について

◇本件募集に係る質問等がある場合は、別紙「質問書」に記載し、10月21日（金）までに、ファクスまたは電子メールで、ご提出ください。

◇回答については、平成23年10月28日（金）までに、枚方市のホームページ上で随時公開します。

ファクス番号 072-841-4319

メールアドレス hoiku@city.hirakata.osaka.jp

## 10. 選考及び決定等

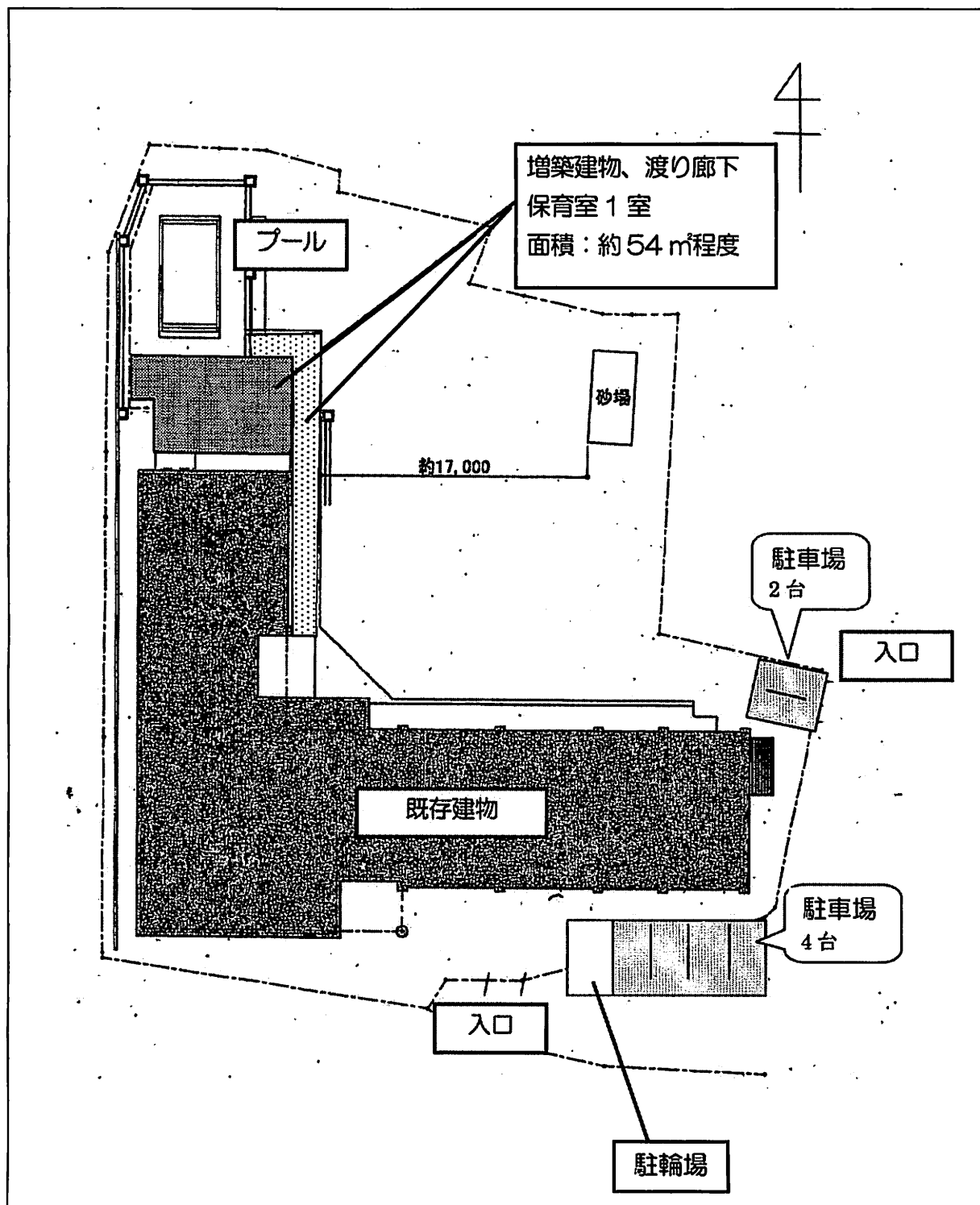
- (1) 選考は、枚方市立保育所民営化に係る運営法人選考会議（以下、「選考会議」という。）において行い、その選考結果を踏まえて、枚方市が決定します。
- (2) 選考は、提出された書類及び法人代表者等によるプレゼンテーションにより行います。プレゼンテーションは15分以内とし、プレゼンテーション後、ヒアリングを行います。（プレゼンテーションを含め、おおむね30分程度）
- (3) 選考は、選考会議において、別に定める選考基準に基づき採点を行い、最高点となった法人を選考します。
- (4) 応募法人が1法人の場合、選考会議において採点を行い、別に定める基準点を満たしていることを条件に選定します。
- (5) 選考結果については、書面で通知します。
- (6) 応募締切後、応募された法人名を市のホームページで公表します。

(7) 本件に係る法人からの提出書類について情報公開請求があった場合は、枚方市情報公開条例に基づき公開します。

11. 問い合わせ先

枚方市福祉部子育て支援室      住 所 枚方市大垣内町2丁目1番20号  
TEL 072-841-1221 内線3274  
FAX 072-841-4319  
メールアドレス [hoiku@city.hirakata.osaka.jp](mailto:hoiku@city.hirakata.osaka.jp)

小倉保育所における増築建物の配置イメージ図



※平成 23 年度に駐車場・駐輪場を市が整備します。

枚方市立保育所民営化に係る運営法人選考会議選考結果

要項事項	取点(%)	法人(点)
<b>1. 応募法人の経営等に関する事項</b>	<b>12.8%</b>	<b>56.38</b>
(1) 経営方針及び応募の動機・目的 ①設立目的・経営実績、組織の状況及び運営方針の具体的な説明がなされている。 ②申請時において、保育所の運営実績が10年以上ある。 ③応募の動機や目的が市の移転・民営化方針を踏まえ示されている。	4.3%	14.89
(2) 資金計画 ①過去3年間の経営状態が安定している。 ②保育所整備資金が確保できている。 ③保育所運営のための運転資金が確保できている。	8.5%	41.49
<b>2. 保育所運営に関する事項</b>	<b>22.3%</b>	<b>101.05</b>
(1) 保育理念・保育方針 ①保育理念が児童福祉法等の趣旨を踏まえ、適切なものとなっている。 ②保育所運営方針が、保育所設置目的を踏まえ、適切なものとなっている。	4.3%	14.89
(2) 保育所運営事項 ①保育所定員を90人定員としている。ただし、平成26年4月1日までに、120人定員としている。 ②0、1、2歳で定員の4割を超え、かつ、地域の待機児童等の動向を踏まえた定員設定となっている。 ③開所時間が7時から19時となっている。 ④19時を超える延長保育が提案されている。 ⑤保育所休所日が、日・祝・年末年始となっている。 ⑥(独)スポーツ振興センター給付制度に加入を予定している。	9.5%	51.06
(3) 危機管理体制及び安全対策 ①災害訓練、消防訓練等の実施が予定されており、不法侵入者対策や各種マニュアル整備されている。	2.1%	11.70
(4) 苦情対応 ①苦情解決責任者及び苦情受付担当者が設置されている。 ②苦情解決に係る第三者委員の設置が予定されている。	4.3%	14.89
(5) 外部監査 ①大阪府の監査結果を受け、その後の改善措置が講じられている。	2.1%	8.51
<b>3. 保育内容等に関する事項</b>	<b>20.2%</b>	<b>79.78</b>
(1) 保育内容 ①保育課程、指導計画を作成し、計画に基づき保育を行うこととされている。 ②子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育内容に創意工夫を行っている。 ③障害児保育に取り組んでいる。 ④障害児保育に係る人材配置や研修及び適切な環境整備が提案されている。 ⑤アレルギー対応について除去食や代替食等の対応がされている。 ⑥内科健診、ぎょう虫、尿検査が年2回以上、歯科健診が年1回以上予定されている。	12.7%	47.87
(2) 多様な保育ニーズ、地域との交流等に係る提案 ①地域子育て支援事業(例、枚方市安心子育て応援事業)等の実施が予定されている。 ②上記の事業の他、独自の企画提案がなされている。	4.3%	17.02
(3) 保育の質の向上 ①福祉サービス第三者評価を受けることとされている。 ②職員の研修等質の向上に向け、積極的に取り組んでいる。	3.2%	14.89

枚方市立保育所民営化に係る運営法人選考会議選考結果

要求事項	配点(ウェイト)	法人1
<b>4. 職員体制に関する事項</b> (1) 法人代表者及び施設長予定者は、社会福祉事業や保育に対する職見や熱意を持っている。 (2) 1歳児の保育士配置基準が、児童5人に対し、保育士1人とされている。 (3) 保育体制は、保育士の年齢や経験年数を配慮した構成となっている。 (4) 看護師の配置が予定されている。 (5) 病児・病後児保育事業の体調不良児対応型の実施を予定されている。 (6) 公正採用選考人権啓発推進員の設置が予定されている。	12.8%	56.38
<b>5. 引継ぎに関する事項</b> (1) 必要に応じ保護者説明会の開催が予定されている。 (2) 三者懇談会の設置が予定されている。 (3) 保育所名やクラス名を引き継ぐこととしている。 (4) 1年前より年中行事等の参加を予定している。 (5) 共同保育期間中の職員体制が確保されている。 (6) 共同保育期間中に個人懇談会が予定されている。 (7) 運営移管後、市職員による民営化後の保育の確認に協力的である。 (8) 小倉保育所の保育を引き継ぐことについて、理解し、誠実に取り組もうとしている。	17.0%	69.15
<b>6. 保護者への対応に関する事項</b> (1) 保護者への対応について誠意が感じられる。 (2) 現行より保護者負担が増えないようにしている。 (3) 保護者の保育所見学に対し、協力的である。	6.4%	26.60
<b>7. 保育所整備計画に関する事項</b> (1) 児童福祉施設最低基準等の関係法令を順守した整備計画となっている。 (2) 子どもの視点に立った施設整備計画となっており、安全対策等の措置が図られている。 (3) 朝・夕の送迎時に警備員を配置することが予定されている。 (4) 園の駐車場で対応できない場合は、近隣の駐車場を借り上げなどが提案されている。	8.5%	35.11
<b>得点合計 ※全委員の得点合計</b>	100.0%	424.45

評価内容

法人1

保育所の経営が安定しており、施設の増築や保育所運営に伴う資金計画についても確実性がある。また、保育内容の引き継ぎについては、三者懇談会の開催について積極的な提案が出されるなど、保護者や市との理解を深める姿勢が見られる。さらに、アレルギー対応や危機管理体制及び安全対策についてマニュアルが整備されていることや保険加入など適切な対応が期待できる点などを評価できることから、小倉保育所の保育内容を真摯に引き継いでいける法人として適当と判断する。